平成２９年度１学期における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成２９年４月２２日～平成２９年８月２３日（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１４件（１４名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ３ | １ | ２ | ３ | ９ |
| 支援学校 |  |  |  | １ | １ |
| 中学校 | １ | ２ |  |  | ３ |
| 小学校 |  |  | １ |  | １ |
| 合　計 | ４ | ３ | ３ | ４ | １４ |

（１）一般服務関係…８件（８名）

①体罰…２件（２名）

ア　府立高等学校　男性教諭（３０歳）『減給４月』

　　　　平成２８年８月頃から平成２９年５月にかけて、顧問を務めるク　ラブの指導中、練習態度が悪いなどの理由で、４名の男子生徒に対して、顔を叩く、臀部を蹴る、髪の毛を引っ張る、ボールを故意に体に投げつけるなどの体罰をした。

　イ　市立小学校　男性教諭（３１歳）『減給３月』

　　　　平成２８年１２月、指導に従わなかった男子児童に対し、当該児童の左横腹のあたりを１回蹴る体罰をした。

　　　　さらに、同教諭は、当初、蹴ったことを認めず、当該児童の保護者から問いただされた後、蹴ったことを認めた。

　②卒業式における不起立…１件（１名）

　・　府立高等学校　女性教諭（４６歳）『戒告』

平成２８年度卒業式において、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

③生徒へのわいせつ行為…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３７歳）『懲戒免職』

女子生徒と極めて不適切な行為をした。

２－２

　　④生徒との不適切な交際…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３６歳）『停職３月』

平成２９年１月から２月にかけて、女子生徒と校外で待ち合わせ　をし、複数回にわたり、キスをするなど不適切な行為を行うとともに、「大好き」など不適切な内容を含むメールを送った。

　　⑤同僚職員への暴行…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（２７歳）『戒告』

同僚教諭と言い争いになり、当該教諭の腹部を１回殴った。

　　⑥欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（４１歳）『戒告』

平成２９年１月から２月にかけて、年次有給休暇等を取得することなく、４日３時間１６分、正当な理由のない欠勤をした。

　　⑦認定外通勤等の容認…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭〔前校長〕（６１歳）『戒告』

詳細は、（２）公金公物関係②の通勤手当の不正受給のとおり。

（２）公金公物関係…３件（３名）

①私費会計などの着服…２件（２名）

　ア　府立高等学校　男性教諭（６３歳）『懲戒免職』

　　　　　平成２６年２月から平成２９年２月にかけて、勤務校の生徒会費や学年費から５１１，５５５円を着服した。

イ　府立高等学校　女性教諭（２９歳）『懲戒免職』

平成２８年４月から平成２９年６月にかけて、大阪高等学校体育連盟ソフトボール専門部の会計から１２，０８８，７７６円を着服した。

②通勤手当の不正受給…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３９歳）『減給３月』

公共交通機関（電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

２－３

　　　　　　また、同教諭は、過去にも通勤手当の不正受給などにより、「減給１月」の処分を受けていた。

　　　　　　さらに、同教諭は、学校敷地内で加熱式タバコを喫煙していた。

　　　　　　教諭〔前校長〕は、同教諭が認定外の自家用自動車で通勤し、学校敷地内に無断で駐車していた車であることを認識しながら、当該自家用自動車に同乗した。

（３）公務外非行…２件（２名）

　　①占有離脱物横領…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（２８歳）『停職１月』

平成２９年６月、帰宅途中で放置されていた他人の自転車を無断で使用した。

　　②窃盗…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（２５歳）『停職３月』

平成２９年３月、帰宅途中に駅に停めてあった他人の自転車を無断で使用し、窃盗容疑で書類送検された。

（４）交通法規違反…１件（１名）

　　　・　市立中学校　女性教諭（２８歳）『懲戒免職』

平成２９年５月、勤務校の同僚と飲酒した後、自身が運転する自家用自動車で商業施設に乗り入れ、フェンスを損壊させた。

３　府教委の取り組み

　○　平成２９年７月１２日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、体罰、ハラスメント、わいせつ行為など教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

　○　平成２９年４月から６月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「小中学校新任校長（教頭）研修」において、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った。

　　　また、同年５月には、初任の常勤講師を対象に、服務規律の徹底を図るため、『教職員の服務について』の研修を実施した。

２－４